

新型コロナウイルス感染症対策の影響に対応するための沿道飲食店等の 路上利用に伴う道路占用の特例措置の期間延長について

道路河川管理課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、沿道飲食店等が、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うための仮設施設の設置を令和2年11月30日まで認めているところであるが、その期間を令和3年3月31日まで延長する。

なお、国も同様に延長することとしている。

2 特例措置の概要

地方公共団体、地方公共団体等が支援する団体等が一括して占用するものに限り、道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所について、占用許可を可能にしている。

3 延長の理由

新型コロナウイルス感染症の影響が現在も続いており、対策として必要な取組であるため期間を延長する。

4 道路占用料

引き続き、免除とする。(道路交通法の道路使用許可申請手数料についても免除される。)

5 令和3年4月1日以降の取扱い

国の方針では、令和2年5月27日に公布された道路法の一部改正により創設された歩行者利便増進道路への移行を図っていくこととしている。

※ 歩行者利便増進道路

道路法第33条第2項の規定により、道路管理者が指定した区域において、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うための施設を路上に設置する道路占用が可能になる。
(期間限定なし。)

6 その他

(1) 県内市町には、国土交通省通知を情報提供済みである。

(2) 周知については、商工関係団体、飲食業関係団体を通じて行うこととする。

7 許可状況

(1) 県管理道路

許可件数 1件

- ・申請者 東広島市
- ・場 所 西条駅前ブルーバール沿い歩道(県道西条停車場線)

※ ただし、申請者において、感染拡大の状況から実施を見合わせている。

(2) 市町管理道路

許可件数 18件(広島市 9件, 呉市 2件, 尾道市 1件, 福山市 5件, 大竹市 1件)